

知事許可漁業に係る制限措置等の公示

鹿児島県漁業調整規則第11条第1項に基づき、奄美大島海区における知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のとおり定めた。

令和7年6月18日

大島支庁長 松藤 啓介



1 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き漁業者の数	漁業を営む 者の資格
潜水器漁業	大共第1号共同漁業 権漁場内	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1	定めなし
潜水器漁業	大共第3,7号共同漁 業権漁場内 大共第2号共同漁業 権漁場内(住用町地先 を除く)	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	2	定めなし
潜水器漁業	大共第11号共同漁業 権漁場内	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1	定めなし

許可の有効期間 許可日から令和10年4月30日まで

申請すべき期間 令和7年6月18日(水)から同月25日(水)まで